

## 令和4年度発注者支援業務等説明会 質問に対する回答について

説明会当日の質問内容と質問に対する回答を掲載しています。

番号	質問	回答	備考
1	令和3年11月公表の令和4年度業務における「パソコン及びプリンタの標準単価」と記載があるが、プリンタの標準単価がありません。	HPに公表している「パソコン及びプリンタの標準単価」を「パソコンの標準単価」に修正します。	
2	令和3年11月公表の令和4年度業務における「パソコン及びプリンタの標準単価」について、発注者支援業務の積算において、事務用品費のプリンタ費用の取り扱いはどのようになるのでしょうか。	工事監督支援業務ではパソコン及びプリンタのリース料を電算機使用経費として直接人件費の2.7%を計上します。 なお、工事監督支援業務以外の発注者支援業務等ではパソコンが必要となる場合はパソコンの標準単価により電算機使用経費として積上計上します。また、プリンタが必要となる場合は見積により積上計上します。	
3	令和3年11月公表の令和4年度業務における「パソコン及びプリンタの標準単価」について、過年度まで記載のあった行政事務補助業務の積算において、事務用品費のプリンタ費用の取り扱いはどのようになるのでしょうか。	行政事務補助業務ではパソコンが必要となる場合はパソコンの標準単価により電算機使用経費として積上計上します。また、プリンタが必要となる場合は見積により積上計上します。	
4	設計共同体の業務区分について 監督支援業務及び行政事務補助業務の、担当技術者1名のみ配置する業務の入札に設計共同体として参加は可能ですか。(管理技術者A社と担当技術者B社の業務区分)	担当技術者が1人の場合は、設計共同体の参加は認められません。 設計共同体は、各担当技術者で業務を分担する必要があります。設計共同体として認められる業務の区分は、説明資料のP23に記載しています。	
5	民間競争入札の終了について 発注者支援業務の発注方法をどう変わるのか具体的に説明をお願いします。 また、受注者が負わなくなる責務等は明記されていますが、遵守しなければならない法令等を具体的に教えてください。	発注者支援業務等は、令和4年度も一般競争入札(総合評価落札方式)として実施します。 民間競争入札の終了により受注者が負わなくなる法令上の責務は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく責務のみです。契約図書、入札説明書等に記載している事項については引き続き遵守が必要です。	